

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年7月29日
【会社名】	メック株式会社
【英訳名】	MEC COMPANY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 和夫
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東初島町1番地 同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの連絡場所で行っております。
【電話番号】	06（6414）3451（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 北村 伸二
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番地 本社事務所
【電話番号】	06（6414）3451（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 北村 伸二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 125,689,525円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	136,175株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。

- (注) 1. 平成28年7月29日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	136,175株	125,689,525	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	136,175株	125,689,525	—

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
923円	—	1株	平成28年8月18日	—	平成28年8月18日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われなことになります。
4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
メック株式会社 経営管理センター	兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 尼崎支店	兵庫県尼崎市西難波町4丁目6番25号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
125,689,525	—	125,689,525

（注）1．発行諸費用は発生いたしません。

2．新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額125,689,525円につきましては、設備資金として平成28年8月18日以降、尼崎市新事業所の建設代金（40億円）の一部に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託E口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	（有価証券報告書） 事業年度第4期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月30日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は割当予定先と信託銀行取引を行っています。
技術または取引関係	当社は割当予定先に株主名簿管理人を委託しております。

（注） 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年6月末日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下同様とします。）及び執行役員（取締役兼務者を除き、以下同様とし、取締役と執行役員を合わせて、「取締役等」と総称します。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献を目的として信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「取締役向け株式報酬制度」、「執行役員向け株式報酬制度」といい、両者を合わせて「本制度」と総称します。）を導入することといたしました。

本制度に係るコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者、当社の取締役又は執行役員を受益者とする、二つの株式取得管理交付信託契約（以下、「本信託契約」と総称し、各信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。）を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）に設定される信託E口を割当予定先として選定いたしました。

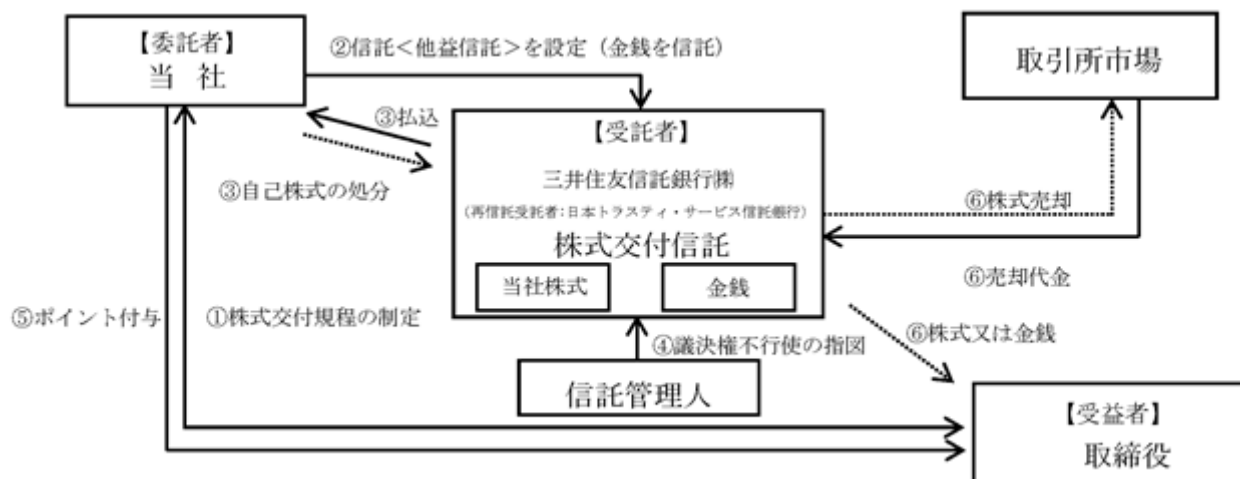
（取締役向け及び執行役員向け株式報酬制度に係る信託の内容）

割当予定先は、当社の取締役向け株式報酬制度に係る取締役向け株式交付信託及び執行役員向け株式報酬制度に係る執行役員向け株式交付信託の受託者であります。当社は、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社との間で、本信託契約を締結して信託を設定し、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社は、本信託の受託者として本自己株式処分の割り当てを受けます。

(a) 本制度の概要

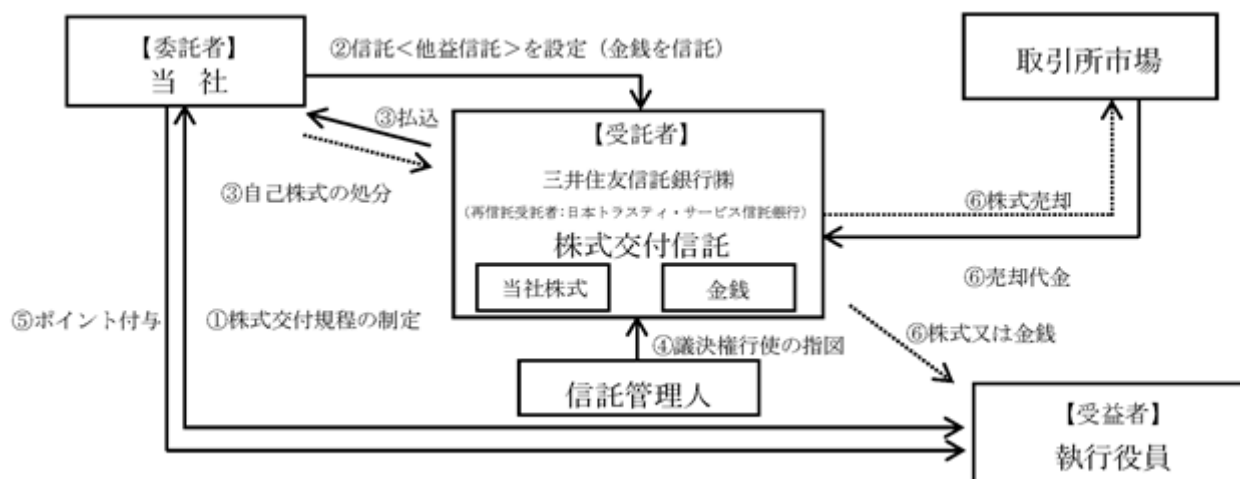
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、業績・財務指標等一定の基準に応じて当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(b) 取締役向け株式交付信託の仕組みの概要



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によりまします。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(C) 執行役員向け株主報酬制度の概要



- ① 当社は執行役員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は執行役員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として。）を定めます。
本信託内の当社株式の議決権行使の指図は信託管理人が行います。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は執行役員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした執行役員は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(d) 本信託の概要

1. 当社にて導入する「取締役向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	取締役向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行)
(4) 受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成28年8月18日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成28年8月18日（予定）
(9) 信託終了日	平成30年8月末日（予定）

2. 当社にて導入する「執行役員向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	執行役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行)
(4) 受益者	当社執行役員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成28年8月18日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成28年8月18日（予定）
(9) 信託終了日	平成30年8月末日（予定）

d. 割り当てようとする株式の数

136,175株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））は、各信託契約に基づき、信託期間内において当社取締役又は当社執行役員を対象とする各株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

当社は割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））との間において、処分期日（平成28年8月18日）より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、取締役向け株式交付信託及び執行役員向け株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約により確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全および行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、取締役向け株式交付信託については議決権を行使しないこととし、執行役員向け株式交付信託については、発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のウェブサイトおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、および、将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、信託契約において確約をしています。

従って、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないことおよび特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

1株あたりの処分価額は、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、処分価額923円については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成28年6月29日～平成28年7月28日）の終値平均904円（円未満切捨て）からの乖離率2.10%、直近3ヵ月間（平成28年5月2日～平成28年7月28日）の終値平均871円（円未満切捨て）からの乖離率5.97%、あるいは直近6ヵ月（平成28年1月29日～平成28年7月28日）の終値平均856円（円未満切捨て）からの乖離率7.83%となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）

監査等委員会（3名全員社外取締役）が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b. 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する各株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成28年3月31日現在の発行済株式総数20,071,093株に対し、0.68%（平成28年3月31日現在の総議決権個数193,688個に対する割合0.70%。いずれも、小数点第3位を四捨五入し、表記しています。）となります。

当社としては、本制度が、当社取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、合理的な水準にあると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決数の 割合(%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11 号	1,272	6.57	1,408	7.22
株式会社マエダホールディング ス	兵庫県芦屋市岩園町6番7号	1,199	6.19	1,199	6.15
前田 耕作	大阪府吹田市	1,005	5.19	1,005	5.15
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.380578 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6,ROUTE DE TREVES,L- 2633 SENNINGERBERG,LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1 号)	857	4.43	857	4.40
前田 和夫	兵庫県芦屋市	720	3.72	720	3.69
野村信託銀行株式会社（投信 口）	東京都千代田区大手町二丁目2 番2号	640	3.31	640	3.29
メック取引先持株会	兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番 地	492	2.54	492	2.52
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	445	2.30	445	2.28
メック従業員持株会	兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番 地	340	1.76	340	1.75
腰高 修	兵庫県神戸市	315	1.63	315	1.61
計	—	7,288	37.63	7,424	38.06

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式700,089株（平成28年3月31日現在）があり、当該割当後は563,914株となります。但し、平成28年3月31日以降の単元未満株式の買い取りによる変動数は含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数（193,688個）に本自己株式処分により増加する議決権数（1,361個）を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第47期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月22日近畿財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月23日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年7月29日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項也没有。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

メック株式会社 本社

（住所）兵庫県尼崎市東初島町1番地

同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。

（住所）兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番地 本社事務所

株式会社東京証券取引所

（住所）東京都中央区日本橋兜町2番1号

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。